

東京大学リスク管理規則

令和 8 年 6 月 2 5 日

役員会議決

東大規則第 8 号

沿革

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学リスクポリシー（令和 8 年 6 月 2 5 日役員会議決。以下「リスクポリシー」という。）に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）における教育、研究及び大学運営に内在するリスクの顕在化の兆候把握及び未然防止、顕在化した場合の適切な対処、影響の最小化及び再発防止を図るため、リスク管理の基本方針、体制及び役割分担を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、リスクポリシーに定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) リスク 大学法人に危機事象をもたらし得る脅威をいう。
- (2) リスク管理 リスクの特定、評価、対応、モニタリングその他の管理活動を通じて、リスクの顕在化の防止並びに顕在化した場合の適切な対処及び再発防止を図る一連の活動をいう。
- (3) リスク管理プロセス リスク管理を構成する管理活動の段階及びその過程をいう。
- (4) エスカレーション リスクの異常兆候又は重大化するおそれがある兆候を把握した場合に、適切な上位者、関係責任者又は権限を有する者に報告し、必要な意思決定、対応又は判断を求めることをいう。
- (5) 危機事象 自然災害、火災、感染症等の発生その他の事件又は事故により、大学法人の教育研究活動の遂行、学生、教職員等の安全、財産、名誉若しくは組織の存続に関し重大な被害又は支障が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象をいう。
- (6) 部局 東京大学基本組織規則（平成 1 6 年 4 月 1 日東大規則第 1 号。以下「基本組織規則」という。）第 3 章及び第 4 章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校、医学部附属病院及び医科学研究所附属病院をいう。

(リスクカルチャーに関する行動指針)

第 3 条 大学法人の役員、教職員及び学生は、法令及び学内規則を遵守するとともに、リスクポリシーの基本理念及び基本方針に基づく行動様式について理解を深め、また、その醸成に努めるものとする。

第 2 章 リスク管理方針

(リスク管理方針)

第 4 条 大学法人は、次に掲げる方針に基づきリスク管理を行う。

- (1) 中期目標及び中期計画と整合的にリスク管理を行う。
- (2) 3線防衛体制に基づき、役割及び責任を明確にする。
- (3) リスクを早期に発見し、顕在化を未然に防止するとともに、危機事象発生時には迅速かつ適切に対応する。
- (4) リスクの性質及び重要性に応じ、管理の強度及び報告基準を策定する。
- (5) 組織及び体制の継続的な見直し及び改善を通じて、リスク管理の実効性を高める。

第3章 組織及び体制

(総長の責務)

第5条 総長は、大学法人におけるリスク管理について最終的な責任を負うとともに、大学法人の役員、教職員及び学生へのリスクカルチャーの醸成及び定着を主導し、また、善意による報告、相談及び改善提案が適切に行われる環境を整備しなければならない。

(リスク管理委員会の設置)

第6条 大学法人に、全学的なリスク管理を推進するため、リスク管理委員会を置く。

- 2 リスク管理委員会の任務及び組織その他必要な事項は、総長が別に定める。

(最高リスク管理責任者)

第7条 大学法人に、全学的なリスク管理の体制の整備及び運用に係る事項を統括し、危機事象への対応（以下「危機対応」という。）に関し総長を補助するため、最高リスク管理責任者（以下「CRO」という。）を置く。

- 2 CROは、総長が指名する理事をもって充てる。

- 3 CROは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) リスク管理体制の整備及び運用状況のモニタリング
- (2) リスク管理委員会の運営統括
- (3) 重要リスクの把握及び総長への報告
- (4) リスク管理運用ガイドライン、基準及び様式等の制定及び改定
- (5) 危機事象に係る重大性の評価及びエスカレーションの統括
- (6) リスクカルチャーの定着の状況の確認並びにそれを踏まえた必要な見直し及び改善
- (7) その他全学的なリスク管理に関し必要な事項

- 4 CROは、前項の所掌事項に関し、第1線機能を担う部署に対する助言及び指導を行うとともに、必要な是正を命じることができる。

(第1線の責務)

第8条 部局は、第1線機能を担う部署として、教育、研究活動及び当該活動に関する業務に内在するリスク（以下「所管リスク」という。）について日常的にリスク管理を行う責務を負う。

- 2 部局は、リスク管理を業務執行の一部として実施し、リスクが顕在化した時は、一次対応の責任を負う。

(部局におけるリスク管理体制)

第9条 部局長は、部局におけるリスク管理について最終的な責任を負う。

2 部局に、リスク管理の実務責任者として部局リスク管理責任者を置き、部局長が指名する者をもって充てる。

3 部局リスク管理責任者の責務その他必要な事項は、CRO が別に定める。

(第2線の責務)

第10条 CRO 及びリスク・コンプライアンス統括部長が統括する各課（以下「リスク・コンプライアンス統括部」という。）は、第2線機能を担う部署として、次に掲げる責務を負う。

- (1) 各部局に対する専門的支援、助言及び指導
- (2) 各部局の所管リスクへの対応にかかるモニタリング
- (3) 危機事象に関するエスカレーション

2 基本組織規則第18条に規定する本部事務組織（本部監査課を除く。）は、全学的なリスク管理に関し、第2線機能を担う部署と連携し、必要な措置を講じなければならない。

(第3線の責務)

第11条 内部監査部門（内部監査室（大学法人における業務及び財務会計に関する内部監査を実施する組織であって、基本組織規則第16条第3項の規定に基づく室としてプレジデントオフィスの下に設置される室をいう。）及び本部監査課をいう。）は、第3線機能を担う部署として、次に掲げる責務を負う。

- (1) リスク管理体制の整備及び運用状況の監査
- (2) 3線防衛体制の有効性評価
- (3) 重要リスク管理の実施状況の検証
- (4) 危機事象及び危機対応に関する事後検証
- (5) リスク管理に係る改善の提言及び当該提言に係る改善の進捗確認

第4章 リスク管理プロセス

(平時のリスク管理)

第12条 大学法人は、次に掲げるリスク管理プロセスに従って平時のリスク管理を行う。

- (1) リスクの記録及び特定
- (2) リスクの評価
- (3) リスク対応策の決定及び実施
- (4) モニタリング
- (5) 報告及びエスカレーション
- (6) 見直し及び改善

(重要リスクの管理)

第13条 部局は、所管リスクを記録したうえで重要性の高いものを特定し、重要リスクと評価したものについて必要な対応策を講じるとともに、モニタリングを行う。

2 CRO は、全学的観点から重要リスクを総括し、必要に応じてリスク管理委員会に報告

し、その対応状況を管理する。

3 重要リスクの選定基準、評価方法及び報告様式は、CRO が別に定める。

(報告及びエスカレーション)

第14条 部局は、所管リスクの状況及び改善状況について、本部リスク・コンプライアンス課に対し、定期的に報告しなければならない。

2 部局は、重要リスクが顕在化し、又は顕在化するおそれがあると判断した場合は、速やかにエスカレーションを行わなければならない。

3 第1項の方法及び前項の基準は、CRO が別に定める。

(見直し及び改善)

第15条 部局及びCRO は、前3条に定めるリスク管理の実施状況を踏まえ、平時のリスク管理プロセスに係る必要な見直し及び改善を行わなければならない。

(平時の対応の詳細)

第16条 この規則に定めるもののほか、平時のリスク管理プロセスに関する必要な事項は、CRO がリスク管理運用ガイドライン（平時編）に定める。

第5章 危機対応

(危機対応の最高責任者)

第17条 大学法人の危機対応の最高責任者は、総長とする。

2 総長は、大学法人における危機対応を統括し、全学の危機対応体制の充実に努めなければならない。

3 総長は、自らの不在等の事態に備えて、理事その他別に定める者のうちから、あらかじめ大学法人における危機対応の統括を代行する者を指名するものとする。

(危機事象の報告)

第18条 教職員は、危機事象に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、直ちに適切な上位者又は部局リスク管理責任者にその内容を報告しなければならない。

2 部局リスク管理責任者は、前項の報告に係る事案が危機事象に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合は、速やかに CRO に報告しなければならない。

(危機対応本部)

第19条 CRO は、前条第2項に基づき報告された事案が危機事象である、又はその可能性が高いと認める場合その他自ら危機事象を把握した場合は、総長に対し、危機対応本部の設置を上申する。

2 総長は、危機事象への全学的対応が必要と認める場合、危機対応本部を設置する。

3 CRO は、危機対応において、緊急を要し総長の事前判断を得ることが困難と判断した場合は、暫定的に危機対応本部を設置することができる。この場合において、CRO は、事後に速やかに総長の承認を求めるものとする。

4 危機対応本部の本部長は総長とし、本部員は CRO 並びに CRO が指名する本学の役員及び教職員をもって充てる。

- 5 危機対応本部は、危機事象に関する情報収集、対外的及び対内的な情報発信及び広報対応、被害拡大防止、原因究明並びに再発防止その他必要な対応を統括する。
- 6 危機対応本部は、前項に規定する情報発信及び広報対応を行うに当たっては、コミュニケーション戦略本部その他関係組織と連携しなければならない。
- 7 前項に規定するもののほか、危機対応本部は、第5項に規定する業務の遂行にあたり、必要に応じて、当該業務に係る組織と連携するものとする。

(危機対応の詳細)

第20条 この規則に定めるもののほか、危機対応に関する必要な事項は、CRO がリスク管理運用ガイドライン（危機対応編）に定める。

第6章 運用ガイドライン等

(CRO によるガイドライン等)

第21条 CRO は、第16条に定めるリスク管理運用ガイドライン（平時編）及び前条に定めるリスク管理運用ガイドライン（危機対応編）のほか、リスク管理に関する基準、細則、様式その他これらに準ずる文書を制定し、又は改定することができる。

2 前項に規定する文書（以下「ガイドライン等」という。）については、CRO は、大学法人のリスク管理に係る次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) リスク評価基準
- (2) 報告基準
- (3) 危機レベル判定基準
- (4) 訓練実施要領
- (5) 各種様式及びチェックリスト

(個別手順等)

第22条 部局長及び部局リスク管理責任者は、必要に応じ、所管リスクに関する部局リスクポリシー、個別手順、マニュアル又は実施要領を定めることができる。この場合において、部局長又は部局リスク管理責任者は、CRO と事前に協議の上、この規則及びガイドライン等との整合を確保しなければならない。

第7章 教育・訓練

(教育及び訓練)

第23条 CRO は、役員及び教職員に対し、リスク管理に関する教育及び訓練を計画的に実施しなければならない。

2 部局リスク管理責任者は、前項の教育及び訓練について部局内に周知するとともに、所管リスクに応じた教育及び訓練を実施しなければならない。

第8章 補則

(補則)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、CRO が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 2 5 日から施行する。
- 2 東京大学における危機管理基本規則（平成 2 2 年 2 月 1 8 日東大規則第 7 3 号）は、廃止する。

沿革

東京大学リスク管理規則

体系情報

□第8篇 リスク・コンプライアンス

沿革情報

◆令和08年06月25日 役員会議決